

議案第 55 号

財産（物品）の取得について（追認）

次のとおり物品を取得することについて、日出町有財産条例（昭和 39 年日出町条例第 12 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 10 月 11 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | | | |
|---|--------|--|------|
| 1 | 取得する物品 | 町立小学校教師用教科書及び指導書 | 763冊 |
| 2 | 取得金額 | 15,060,252円 | |
| 3 | 相手方 | 速見郡日出町3843番地1
有限会社 文彰堂
代表取締役 二 階 堂 進 | |

理 由

令和 6 年度に取得した物品について、日出町有財産条例第 2 条の規定により議会の議決を得る必要があったため提出する。